

「日本化粧品検定 1級対策テキスト コスメの教科書 第3版（2025年5月31日第3刷）」に誤植・誤掲載箇所がございました。

下記の正誤表の通り訂正させていただくとともに、深くお詫び申し上げます。

[正誤表]

・P38 <増粘剤>

誤) (アクリル酸/アクリル酸アルキル(C10-30))クロスポリマー

↓

正) (アクリレーツ/アクリル酸アルキル(C10-30))クロスポリマー

主目的	成分例		主用途
水の増粘・ゲル化	多糖類	・キサントガム ・カラギーナン	乳液、クリーム、美容液、 ジェル、ボディ用洗浄料 など  
	合成ポリマー	・カルボマー ・ヒドロキシエチルセルロース ・(アクリル酸/アクリル酸アルキル(C10-30))クロスポリマー 正) レーズ ・ポリアクリル酸Na	

[正誤表]

・P92 <コンシーラーの選び方とつけ方の基本>

誤) シミやニキビなどしっかりカバーしたい部分にピンポイントでのせ、ひとまわり大きく薬指やブラシで

↓

正) シミなどしっかりカバーしたい部分にのせ、薬指やブラシで

基本的なつけ方

正) シミなど

シミやニキビなどしっかりカバーしたい部分にピンポイントでのせ、ひとまわり大きく薬指やブラシでまわりをトントンとたたくようになじませます

正) のせ、



「日本化粧品検定 1級対策テキスト コスメの教科書 第3版（2025年5月31日第3刷）」に誤植・誤掲載箇所がございました。

下記の正誤表の通り訂正させていただくとともに、深くお詫び申し上げます。

[正誤表]

・P124 <①汗を抑制する「制汗」機能>

誤)

【有効成分】	クロルヒドロキシアルミニウム、焼ミョウバンなどのアルミニウム塩	パラフェノールスルホン酸亜鉛など
【作用】	収れん	汗をゲル化して汗孔や毛孔を物理的にふさぐ

↓
正)

【有効成分】	<u>パラフェノールスルホン酸亜鉛、焼ミョウバンなど</u>	<u>クロルヒドロキシアルミニウムなど</u>
【作用】	収れん	汗をゲル化して汗孔や毛孔を物理的にふさぐ

1 汗を抑制する「制汗」機能

収れん作用や毛穴を物理的にふさぐことにより発汗を抑制します。

有効成分

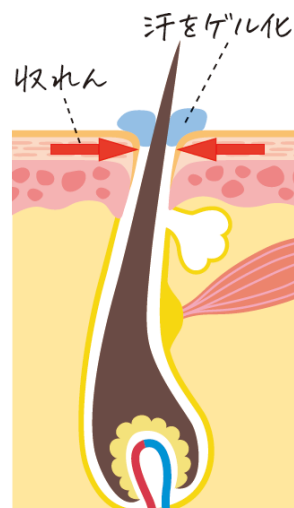
クロルヒドロキシアルミニウム、焼ミョウバンなどのアルミニウム塩

パラフェノールスルホン酸亜鉛など

作用

収れん

汗をゲル化して汗孔や毛孔を物理的にふさぐ



正) パラフェノールスルホン酸亜鉛、焼ミョウバンなど

正) クロルヒドロキシアルミニウムなど

「日本化粧品検定 1級対策テキスト コスメの教科書 第3版（2025年5月31日第3刷）」に誤植・誤掲載箇所がございました。

下記の正誤表の通り訂正させていただくとともに、深くお詫び申し上げます。

[正誤表]

・P150

誤) <ヘアスティング料の種類と特徴>



正) <ヘアスタイリング料の種類と特徴>

〈ヘアスタリング料の種類と特徴〉

正) **スタイリング**

種類(形状)	特徴	①ヘアドライ 前	②スタイリン グ前	③スタイリン グ時・後
ミスト、 ウォーター (液状) 	液体を髪に霧状にスプレーして使用するもの。 髪に 水分 や ツヤ を与えたり、髪を濡らして形を 整えやすくする 、寝ぐせを直す、髪の手触りをよ くする	○	○	—

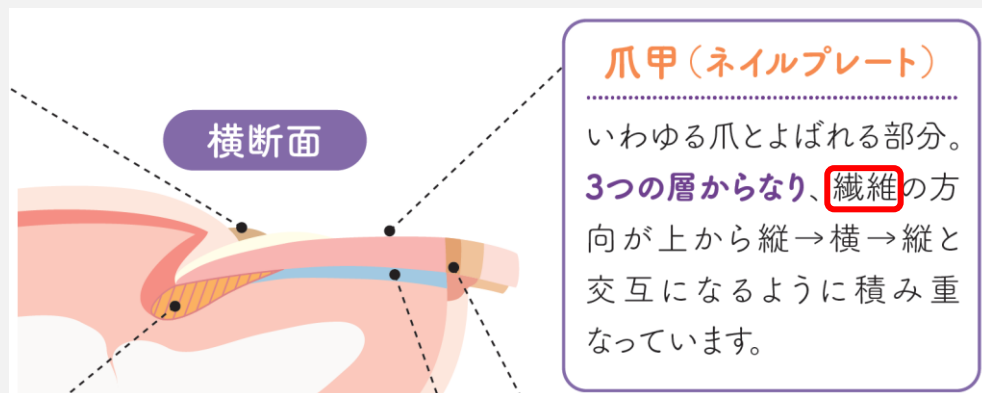
[正誤表]

・P156 <爪の構造> 爪甲（ネイルプレート）

誤) 3つの層からなり、繊維の方向が



正) 3つの層からなり、**線**維の方向が



正) **線維**

「日本化粧品検定 1級対策テキスト コスメの教科書 第3版（2025年5月31日第3刷）」に誤植・誤掲載箇所がございました。

下記の正誤表の通り訂正させていただくとともに、深くお詫び申し上げます。

[正誤表]

・P214 ＜薬用化粧品の成分表示＞ 注釈

誤) ※表示指定成分の一覧はP259参照

↓

正) ※表示指定成分の一覧はP269参照

薬用化粧品の成分表示



薬機法



日本化粧品工業会
自主基準

薬機法において薬用化粧品は、(一般)化粧品のように**全成分表示が義務**ではなく、「**表示指定成分**」のみの表示が義務づけられています。

表示指定
成分

※表示指定成分の一覧はP259参照

正) 6

「日本化粧品検定 1級対策テキスト コスメの教科書 第3版（2025年5月31日第3刷）」に変更点がございました。

下記の通り変更させていただきます。

[変更点]

・P203 <化粧品の効能の範囲>

変更前) この表以外にも、「化粧品くずれを防ぐ」

↓

変更後) この表以外にも、「化粧くずれを防ぐ」

変更) 化粧くずれ

この表以外にも、「**化粧品くずれ**を防ぐ」「**小ジワを目立たなく見せる**」「**みずみずしい肌に見せる**」などのメイクアップ効果や、「**清涼感を与える**」「**爽快にする**」などの使用感については、**事実**に反しない限り、表示したり広告することができるよ。スキンケアやボディケア化粧品などでも、メイクアップ効果や使用感について事実であれば表現することができるよ。

